

G

令和 5 年

第 2 回 市議会定例会

追加議案（2）の説明資料

議 案 件 目

第 76 号議案	浜松市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	3
第 77 号議案	浜松市印鑑条例の一部改正について	4
第 78 号議案	浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について	5
第 79 号議案	浜松市総合体育館条例等の一部改正について	7
第 80 号議案	浜松市税条例の一部改正について	10
第 81 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	12
第 82 号議案	浜松市介護保険条例等の一部改正について	13
第 83 号議案	浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正について	15
第 84 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について	16
第 85 号議案	浜松市火災予防条例の一部改正について	18
第 86 号議案	浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例の制定について	21
第 87 号議案	磐田市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について	25
第 88 号議案	袋井市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について	25
第 89 号議案	湖西市と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について	25
第 90 号議案	森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について	25
第 91 号議案	小字の廃止について	26
第 92 号議案	工事請負契約締結について (浜松市立西部中学校校舎改築工事(解体工事))	28

(第 76 号議案の説明資料)

税務総務課

浜松市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

(提案理由)

本市の書面規制、押印等見直し指針（令和 5 年 3 月 7 日改正）に基づき、固定資産評価審査申出に係る押印、署名の義務付けを廃止するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

市民の利便性向上や行政手続き簡素化のため、固定資産評価審査申出等への押印、署名の義務付けを廃止するものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市印鑑条例の一部改正について

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の改正により、個人番号カード（マイナンバーカード）に搭載されていた電子証明書がスマートフォン等にも搭載可能となりました。

法改正に合わせ、コンビニ交付でスマートフォン等を利用できるようにすることと、コンビニに加え区役所等でも利用者用電子証明書を使用した証明書の交付ができるように条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

印鑑登録者が、コンビニ等において、スマートフォン等にも搭載される利用者証明用電子証明書の使用による印鑑登録証明書の申請及び民間端末機以外の端末機の利用による申請を可能とするよう、所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

(第 78 号議案の説明資料)

デジタル・スマートシティ推進課

浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 18 条第 2 項第 2 号にて、マイナンバーカード（ICチップ）を活用する際は、条例に定めることと規定されていることから、令和 6 年 1 月より、職員の出退勤管理の事務において、マイナンバーカードを活用するよう本条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

出退勤管理の事務を新たに条例に規定するものです。規定される内容は以下のとおりです。

対象事務：出勤及び退勤の管理事務

対象職員：職員定数条例第 2 条に規定する職員のうち、任命権者が定めるもの

(施行期日)

この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行するものです。

浜松市総合体育館条例等の一部改正について

(提案理由)

スポーツ施設の使用料について、平成 27 年度の使用料見直し方針に基づき、公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から受益者負担水準の統一を図るほか、天竜体育館の大規模改修に伴う利用区分の見直しのため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 使用料の見直し

同種施設における料金の差異の解消を目的として、施設区分ごとに、現行単価を元に受益者負担率を考慮し設定した基準単価に統一を図るものです。ただし、現行単価と基準単価に著しく差異がある場合は、現行単価の 1.5 倍を上限とします。

なお、今回の改正は、令和 6 年度に指定管理の更新が行われる施設に限り行うものです。

施設区分・施設名称等			利用料金 (円)		改正する条例
			改正前	改正後	
(1) 運動広場 (全面利用 2 時間当たり基準単価 1, 780 円)					
雄踏グラウンド	一面につき	550	820	浜松市運動広場条例	
(2) 庭球場 (全面利用 2 時間当たり基準単価 1, 100 円)					
天竜庭球場	一面につき	660	990	浜松市庭球場条例	
(3) 体育館 A (2 時間当たり基準単価 3, 500 円)					
浜北体育館	体育活動に利用する場合	2,840	3,500	浜松市総合体育館条例	
新橋体育センター	体育室専用利用	3,140	3,500	浜松市新橋体育センター条例	

※表中の利用料金は、利用区分・利用時間区分が複数ある場合は最も標準的なパターンを 2 時間当たりの金額で示したもの

2 料金区分の見直し

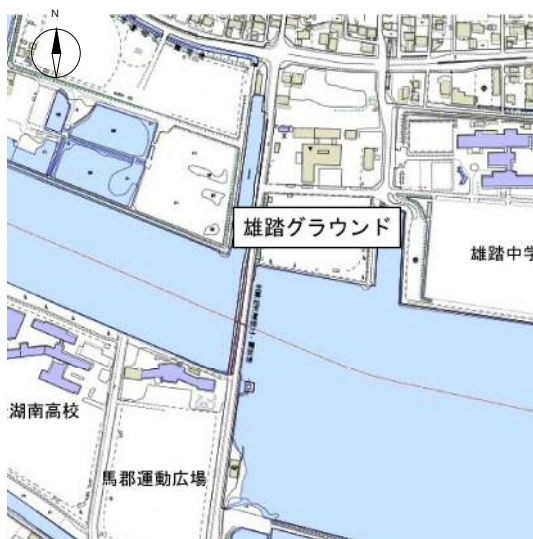
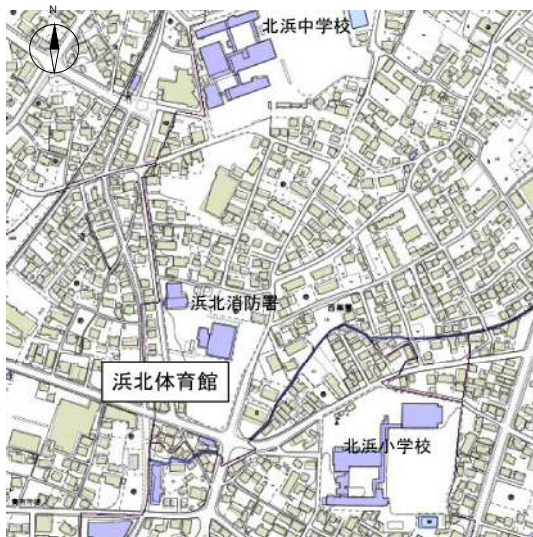
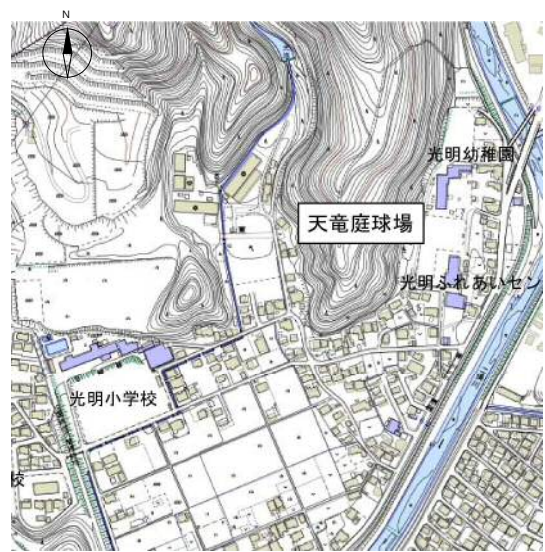
浜松市天竜体育館について興行目的での利用がないことから、利用区分の「入場料を徴収するもの」を削るものです。

改正前			改正後		
全面	入場料を徴収しない場合	体育活動に利用する場合	全面	(削除)	体育活動に利用する場合
		その他に利用する場合			その他に利用する場合
	入場料を徴収する場合	体育活動に利用する場合		(削除)	(削除)
		その他に利用する場合			(削除)
半面	入場料を徴収しない場合	体育活動に利用する場合	半面	(削除)	体育活動に利用する場合
		その他に利用する場合			その他に利用する場合
	入場料を徴収する場合	体育活動に利用する場合		(削除)	(削除)
		その他に利用する場合			(削除)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例によるものです。

(位置図)



浜松市税条例の一部改正について

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、個人の市民税の均等割と併せて行う森林環境税の賦課徴収等の規定の整備、固定資産税における大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の実施及び軽自動車税におけるグリーン化特例の適用期限の延長、その他所要の整備を行うため、浜松市税条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

1 個人市民税

(1) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

ア 改正内容

個人市民税における給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告内容と異動がない場合は年初に提出する同申告書の記載事項を前年から異動がない旨の記載に代えることができるようにするものです。

イ 適用

令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養親族等申告書に適用するものです。

(2) 森林環境税の導入に伴う改正

ア 改正内容

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等の施行に伴い、個人の市民税の均等割と併せて行う森林環境税の賦課徴収の方法等について規定するものです。

イ 適用

令和 6 年度以後の年度分の個人市民税について適用するものです。

2 固定資産税（税額の減額措置（わがまち特例））

(1) 改正内容

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置（わがまち特例）を講ずるものです。

対象資産	減額割合
マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する認定を受けたマンションのうち、一定の要件を満たしたもので、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に長寿命化に資する大規模な修繕工事を実施したもの	1 / 3

(2) 適用

当該大規模修繕工事が完了した日の属する年の翌年度分の固定資産税について適用するものです。

3 軽自動車税

(1) 燃費、排ガス不正行為への対応

ア 改正内容

不正により生じた納付不足額に係る納税義務を、当該不正行為を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を35%（現行10%）とするものです。

イ 適用

令和6年1月1日以後に取得した三輪以上の軽自動車税の種別割及び環境性能割について適用するものです。

(2) 種別割のグリーン化特例の延長

ア 改正内容

電気自動車等を取得した場合における税の軽減措置（グリーン化特例）について、適用期限を3年間延長するものです。

イ 適用

令和6年度以後の年度分の軽自動車税種別割について適用するものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、以下の改正規定はそれぞれ記載の日から施行するものです。

1 個人市民税における給与所得者の扶養親族等申告書に係る改正規定

令和7年1月1日

2 森林環境税の賦課徴収の方法等に係る改正規定並びに燃費排ガス不正に係る軽自動車税の種別割及び環境性能割の特例規定 令和6年1月1日

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する建築基準法も改正され、一定の要件に該当する設備を設置する場合において、対象部分の床面積を容積率から除外する認定制度及び高度地区における再生エネルギー設備設置に係る場合の高さ制限の緩和に関する許可制度が整備されたことから、新たに申請手数料を定めるものです。

また、今回の規定の追加に伴って浜松市手数料条例の一部を改正する条例（令和 4 年浜松市条例第 8 号）の一部（号ずれ部分）を改正するものです。

(改正内容)

- ・ 建築物の延べ面積の特例認定の申請 27,000円
- ・ 高度地区における建築物の高さの特例許可の申請 160,000円

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。
- 2 改正内容の規定による改正後の浜松市手数料条例別表土木・建築の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例によるものです。

(第 82 号議案の説明資料)

介護保険課
国保年金課

浜松市介護保険条例等の一部改正について

(提案理由)

厚生労働省からの事務連絡（令和 5 年 2 月 1 0 日付）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料及び国民健康保険料の減免申請に対応するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対し、介護保険料及び国民健康保険料の減免申請の期限を市長が定められる規定について、対象となる保険料の納期限を令和 5 年 5 月 3 1 日まで延長するものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 83 号議案の説明資料)

生活衛生課

浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正について

(提案理由)

厚生労働省からの通知「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」(令和 2 年 1 2 月 1 0 日付)を踏まえ、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

旅館及び公衆浴場等における男女の混浴制限年齢について、「10 歳以上」から「7 歳以上」へ改正するものです。

(施行期日等)

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行するものです。

浜松市都市公園条例の一部改正について

(提案理由)

公園施設内のスポーツ施設の使用料について、平成 27 年度の使用料見直し方針に基づき、公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から受益者負担水準の統一を図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 使用料の見直し

同種施設における料金の差異の解消を目的として、施設区分ごとに、現行単価を元に受益者負担率を考慮し設定した基準単価に統一を図るものです。ただし、現行単価と基準単価に著しく差異がある場合は、現行単価の 1.5 倍を上限とします。

なお、今回の改正は、令和 6 年度に指定管理の更新が行われる施設に限り行うものです。

施設区分・施設名称等		利用料金 (円) (2 時間当たり)	
		改正前	改正後
庭球場 (2 時間当たり基準単価 1, 100 円)			
明神池運動公園	一般 1 面につき	640	960
	小学校の児童及び中学校の生徒 1 面につき	320	480
美蘭中央公園	一般 1 面につき	640	960
	小学校の児童及び中学校の生徒 1 面につき	320	480

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る利用料金については、なお従前の例によるものです。

(位置図)



美蘭中央公園庭球場位置図



明神池運動公園庭球場位置図

浜松市火災予防条例の一部改正について

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、電気自動車等に充電するための急速充電設備の基準を改めるとともに必要な整備を行うほか、喫煙等に関する規定を見直すため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準（第11条の2）

当該設備の充電対象に船舶及び航空機等を追加し、これまで200キロワット以下としていた全出力の上限を撤廃するものです。また、コネクタを用いて充電する設備であること及び分離型の急速充電設備の設備構成の範囲を明記するものです。併せて、これらの改正に伴い、手動緊急停止装置を速やかに操作できる位置に設置することを求めるなどの火災予防上必要な措置を追加するものです。

2 「喫煙所」と表示した標識の設置に関する基準（第23条）

第23条第3項の規定により喫煙所を設ける場合の標識の設置について、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置をしなくてもよいこととするものです。

また、「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号については、国際標準化機構が定めた規格（ISO）又は日本産業規格（JIS）に適合するものとするを追加するものです。

3 その他

字句の整理など、所要の整備を行うものです。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第11条の2第1項の改正規定は、令和5年10月1日から施行するものです。

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、改正後の第11条の2第1項の規定は適用せず、従前の例によることとするものです。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている喫煙所等の標識と併せて設ける図記号については、改正後の第23条第4項の規定は適用せず、従前の例によることとするものです。

【参考】

- 1 健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する喫煙専用室標識の例



- 2 標識と併せて設ける図記号の例

- ・禁煙



- ・火気厳禁



- ・喫煙所



浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例の制定について

(提案理由)

市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的に、住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生防止及び解消のための支援その他の対策に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

(主な制定内容)

1 定義 (第 2 条)

条例の対象とする「不良な生活環境」について、住居等における物の堆積等により、当該住居等の周辺に悪臭の発生などで生活環境が著しく損なわれている状態と定義するほか、「住居等」、「堆積等」、「堆積物」、「堆積者」、「地域住民等」及び「所有者等」について定義するものです。

2 基本方針 (第 3 条)

不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とするが、発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から生活上の諸課題を抱える者に寄り添った対策を行うこと、市と地域住民等とが協力して不良な生活環境の発生防止に努めること、堆積者が自ら解消することが困難と認められる場合は、市と地域住民等が協力して解決に向けたあらゆる対策を行うことなどを基本方針として規定するものです。

3 市の責務 (第 4 条)

市は、基本方針にのっとり、不良な生活環境が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民等と協力して原因等の検証に努め、必要な対策を総合的に講じる責務を有すると規定するものです。

4 市民の責務 (第 5 条)

市民は、自らが居住する住居等における物の堆積等による不良な生活環境を発生させてはならないことを定めるとともに、居住する地域での不良な生活環境の発生防止、市の対策への協力についての努力義務を規定するものです。

5 所有者等の責務 (第 6 条)

居住者を除く住居等の所有者等に対し、不良な生活環境の発生防止、不良な生活

環境の解消、市の対策への協力についての努力義務を規定するものです。

6 支援（第7条）

市長は、不良な生活環境の発生の防止及び解消のため、市民等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の支援を行うことを規定するものです。

7 調査等（第8条）立入調査等（第9条）、情報提供の求め（第10条）

市長は、条例の施行に必要な限度において、物の堆積の状態、住居等の使用又は管理の状況、堆積者の状況等に関する調査又は報告徴収を行うことができることを定めるとともに、官公署等に対して情報提供を求めることができることを規定するものです。

8 指導又は勧告（第11条）

市長は、支援によって不良な生活環境を解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者又は当該住居等の所有者等に対し、堆積物の処分等の改善措置を行うよう指導できることとし、当該堆積者に対し指導を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境にあると認めるときは、改善措置を行うよう勧告できることを規定するものです。

9 命令（第12条）

市長は、勧告を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境にあると認めるときは、浜松市不良な生活環境対策審議会の意見を聴いた上で、当該堆積者に改善措置を行うよう命じることができることを規定するものです。

10 行政代執行（第13条）

市長は、命令を受けた堆積者が命令に従わないため行政代執行法第2条の規定による行政代執行を行う場合は、あらかじめ浜松市不良な生活環境対策審議会の意見を聴くことを規定するものです。

11 審議会（第14条）

市は、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関し必要な事項を審議するため、浜松市不良な生活環境対策審議会を置くことを規定するものです。

12 過料（第17条）

改善措置命令に違反した者、正当な理由なく立入調査等を拒否等した者に過料を科すことを規定するものです。

(施行期日)

この条例は、令和5年7月1日から施行するものです。ただし、指導又は勧告（第11条）、命令（第12条）、行政代執行（第13条）及び改善措置命令等に違反した者への過料（第17条第1項）についての規定は、令和5年10月1日から施行するものです。

(第 87 号、第 88 号、第 89 号、第 90 号議案の説明資料)

市民生活課

磐田市、袋井市、湖西市及び森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託の廃止について

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定による協議を行い、磐田市、袋井市、湖西市及び森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約を廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決が必要となることから、提案するものです。

(改正内容)

磐田市、袋井市、湖西市及び森町と浜松市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約（平成 9 年浜松市告示第 90 号及び第 91 号、平成 17 年浜松市告示第 186 号及び第 187 号）は、廃止するものです。

(施行期日)

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日に施行するものです。

(第 91 号議案の説明資料)

文書行政課

小字の廃止について

(提案理由)

浜松市船明土地区画整理事業に伴い、小字を廃止するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、提案するものです。

(提案内容)

浜松市船明土地区画整理事業に伴い、当該土地区画整理事業についての換地処分公告があった日の翌日から、小字を廃止するものです。（別図のとおり）

(第 92 号議案の説明資料)

教育施設課

工事請負契約締結について（浜松市立西部中学校校舎改築工事（解体工事））

(提案理由)

西部中学校校舎改築工事終了後、使用を終えた既存校舎を解体する必要から、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・場所 浜松市中区鴨江二丁目 1 7 番 1 号
- ・規模・設備等 既存管理教室棟、特別教室棟、教室棟、給食室棟、渡り廊下、倉庫、外構工作物 鉄筋コンクリート造 3 階建 延 7, 0 4 4 m²

(工事期間)

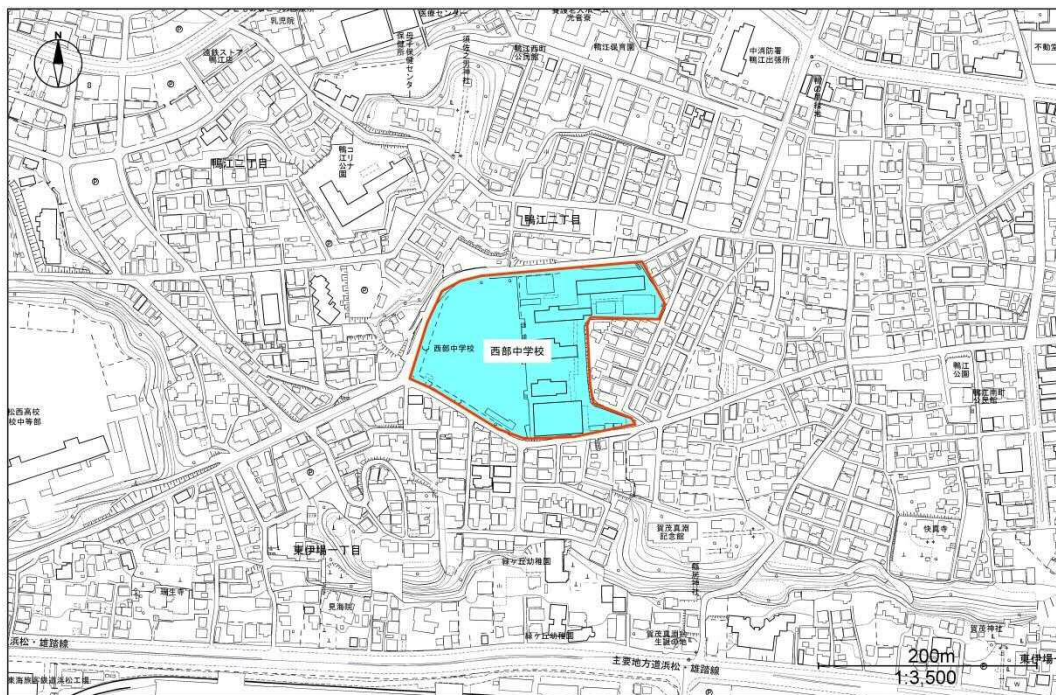
本契約成立の日の翌日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立西部中学校校舎改築工事（解体工事）	既存管理教室棟、特別教室棟、教室棟、給食室棟、渡り廊下、倉庫、外構工作物解体工事一式 鉄筋コンクリート造3階建 延 7,044m ²	421,300,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	浜松市南区渡瀬町 1000番地の1 株式会社林工組 代表取締役社長 伊藤 友輔

(位置図)

名称：浜松市立西部中学校

所在地：浜松市中区鴨江二丁目 17 番 1 号



拡大図

